

東京都における相談支援従事者等研修について

はじめに

相談支援専門員は、障害児者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のために、支援・中立・公平な立場から、障害福祉サービス利用のための支援等を行います。

具体的には、生活全般に係る相談・情報提供やサービス等利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡・調整等を行います。

相談支援専門員は、指定相談支援事業所（指定特定・指定児童・指定一般相談支援事業所）に配置され、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者も、相談支援従事者研修（初任者・現任）修了が要件とされています。

相談支援専門員及び相談支援の質の向上を目指し、令和元年度から令和2年度にかけて相談支援専門員を養成する相談支援従事者等研修の制度が大きく変更になりました。

本冊子は、上記変更も含めて、東京都における相談支援従事者等研修について説明したものです。

【目次】

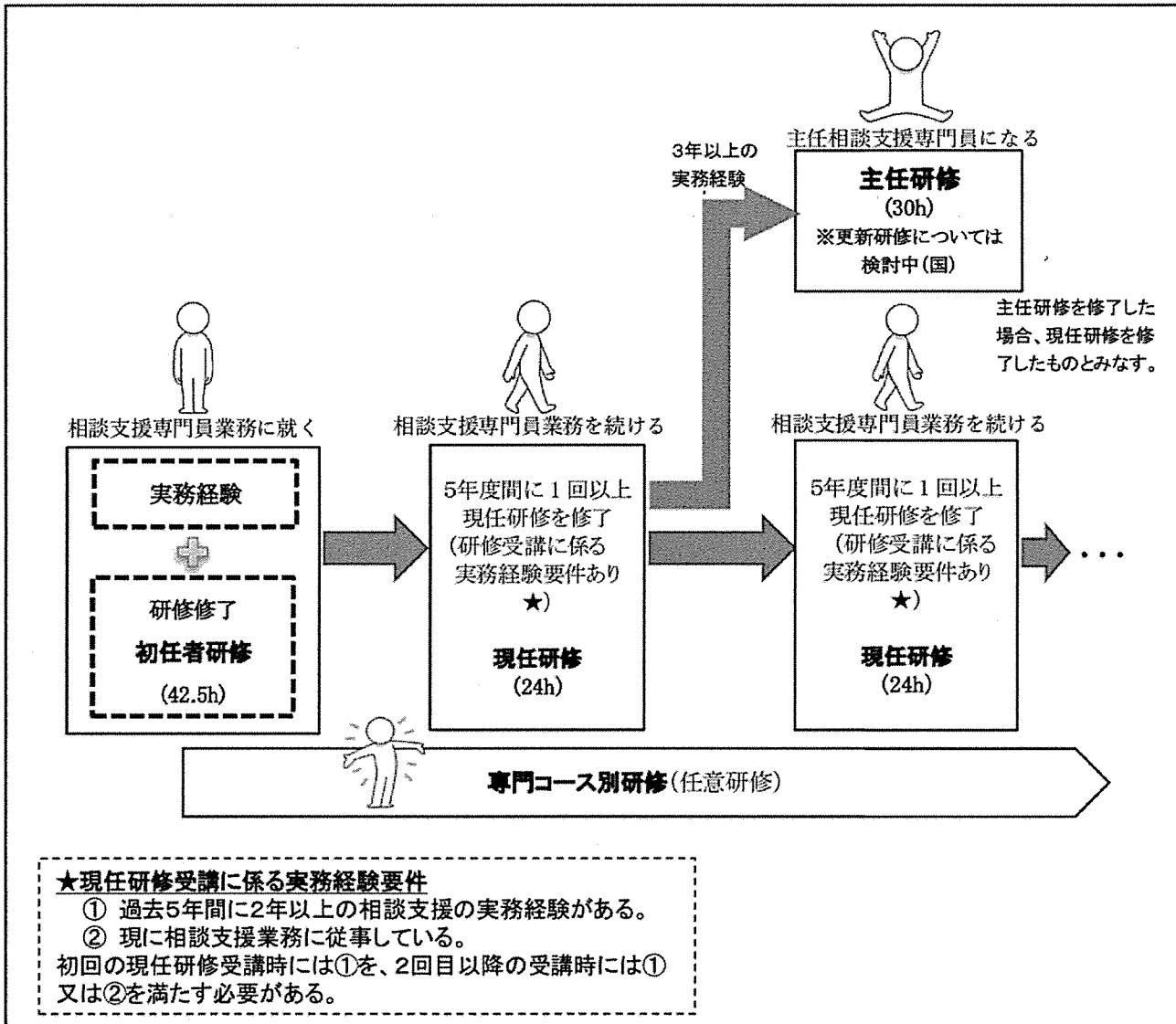
1	相談支援従事者等研修の概要	2 p
2	相談支援従事者初任者研修について	4 p
3	相談支援従事者現任研修について	6 p
4	相談支援従事者主任研修について	8 p
5	相談支援従事者専門コース別研修について	10 p
6	その他	11 p
7	各種問合せ先	11 p
8	相談支援事業所の管理者の皆様へ	12 p
	(別紙) 現任研修受講年度の考え方(早見表)	13 p

【別冊】よくある質問

東京都心身障害者福祉センター地域支援課
(令和2年4月)

1 相談支援従事者等研修の概要

(1) 相談支援従事者等研修全体の構造



○相談支援専門員業務に就くためには、以下のことが必要です。

- ・実務経験を満たす※1。
- ・初任者研修※2を修了する。
- ・相談支援専門員として相談支援事業所等に配置される。

該当の項目を
参照してください。

※1
「6 その他」

※2
「2 相談支援
従事者初任者
研修につい
て」

※3
「3 相談支援
従事者現任研
修について」

※4
「4 相談支援
従事者主任研
修について」

※5
「5 相談支援
従事者専門コ
ース別研修に
ついて」

○相談支援専門員を続けるためには、初任者研修修了年度を起点とし、翌年度から数えて5年度間に1回以上、**現任研修**※3を修了する必要があります。

現任研修を受講するためには、相談支援専門員としての実務経験等が必要です。

○主任相談支援専門員になるためには、**主任研修**※4を修了する必要があります。

主任研修を受講するためには、現任研修を修了後、3年以上の相談支援専門員としての実務経験等が必要です。

○**専門コース別研修**※5を受講するためには、現に相談支援専門員業務に従事している必要があります。

(2) 令和元年度から令和2年度にかけての研修制度の変更点

国の研修制度改革を踏まえ、東京都では、以下の内容で実施します。

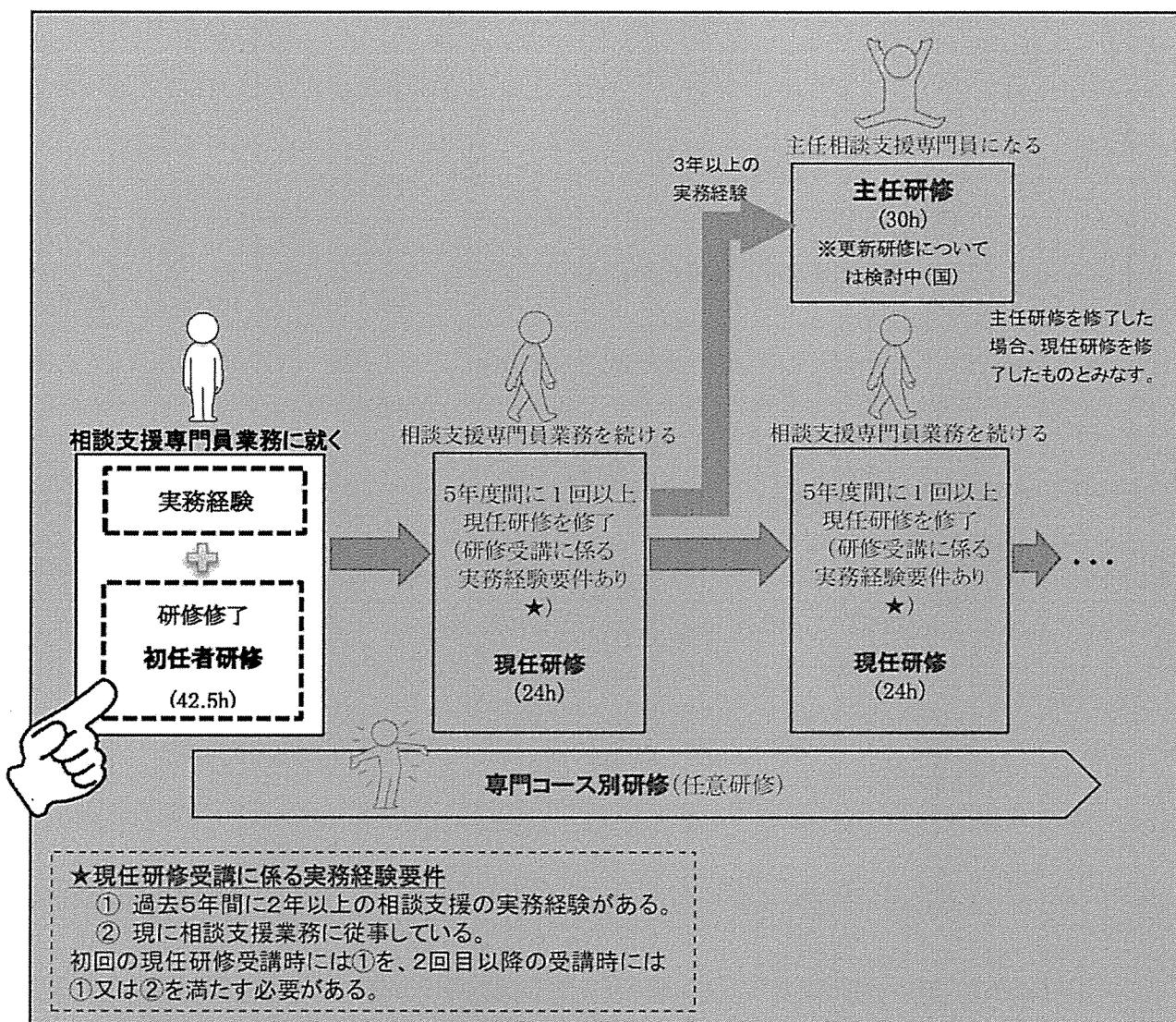
研修名	研修の位置づけ	変更点	
		令和元年度	令和2年度以降
初任者研修	相談支援専門員業務に就く	年2回 6日間 講義/演習	年1回 7日間 講義/演習/実習
現任研修	相談支援専門員業務の継続	年1回 3日間 講義/演習	年1回 4日間 講義/演習/実習
主任研修	地域の中核人材（主任相談支援専門員）の養成	年1回 5日間 講義/演習	変更なし
専門コース別研修	相談支援専門員として必要な知識・技術の獲得	年1回 1日 講義	(年1~2回程度) 1日 講義

(令和2年4月1日現在)

(3) 研修の根拠

- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）
- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）
- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）
- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第113号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第115号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）

2 相談支援従事者初任者研修について



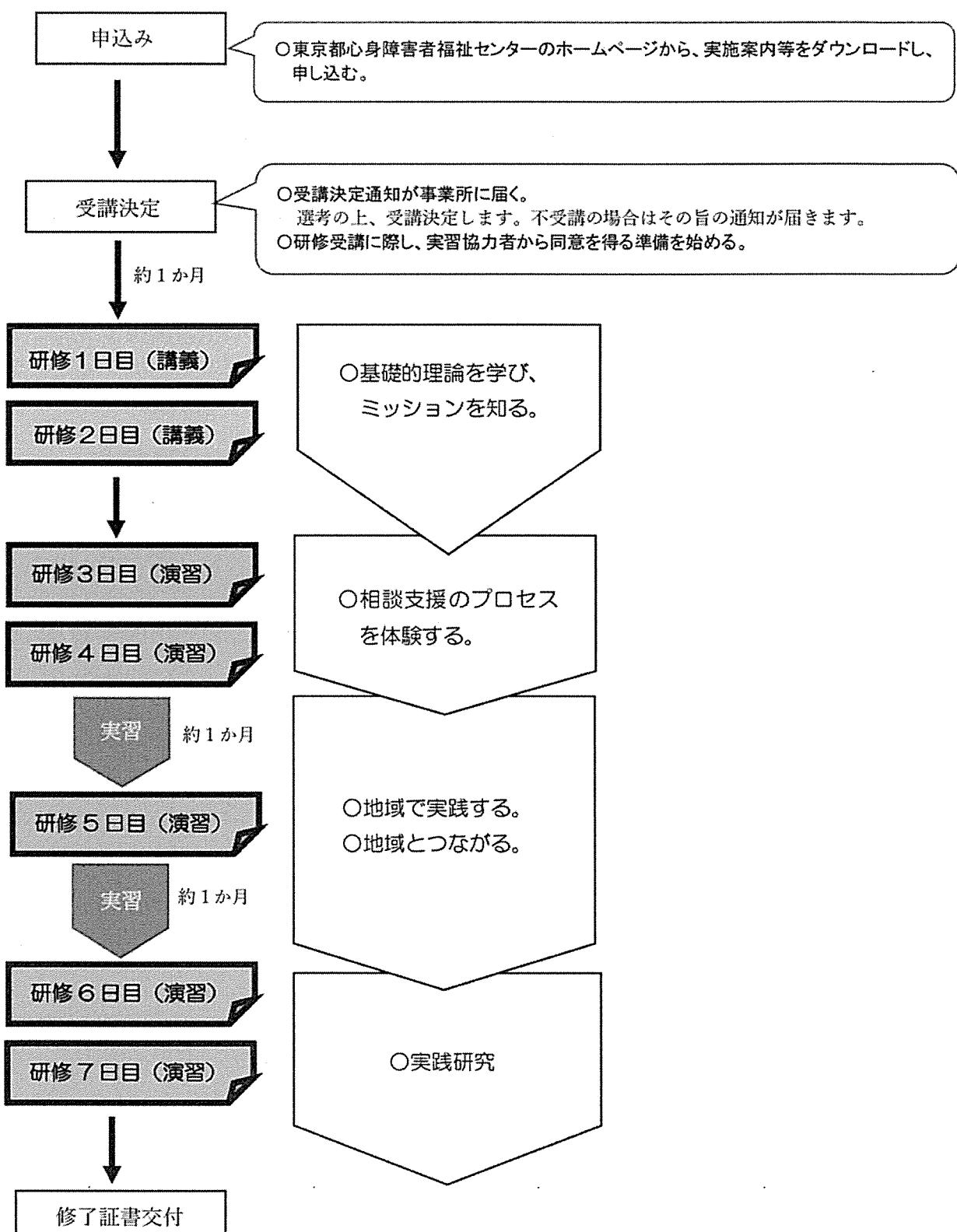
(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の4点全てを満たす方が対象です。

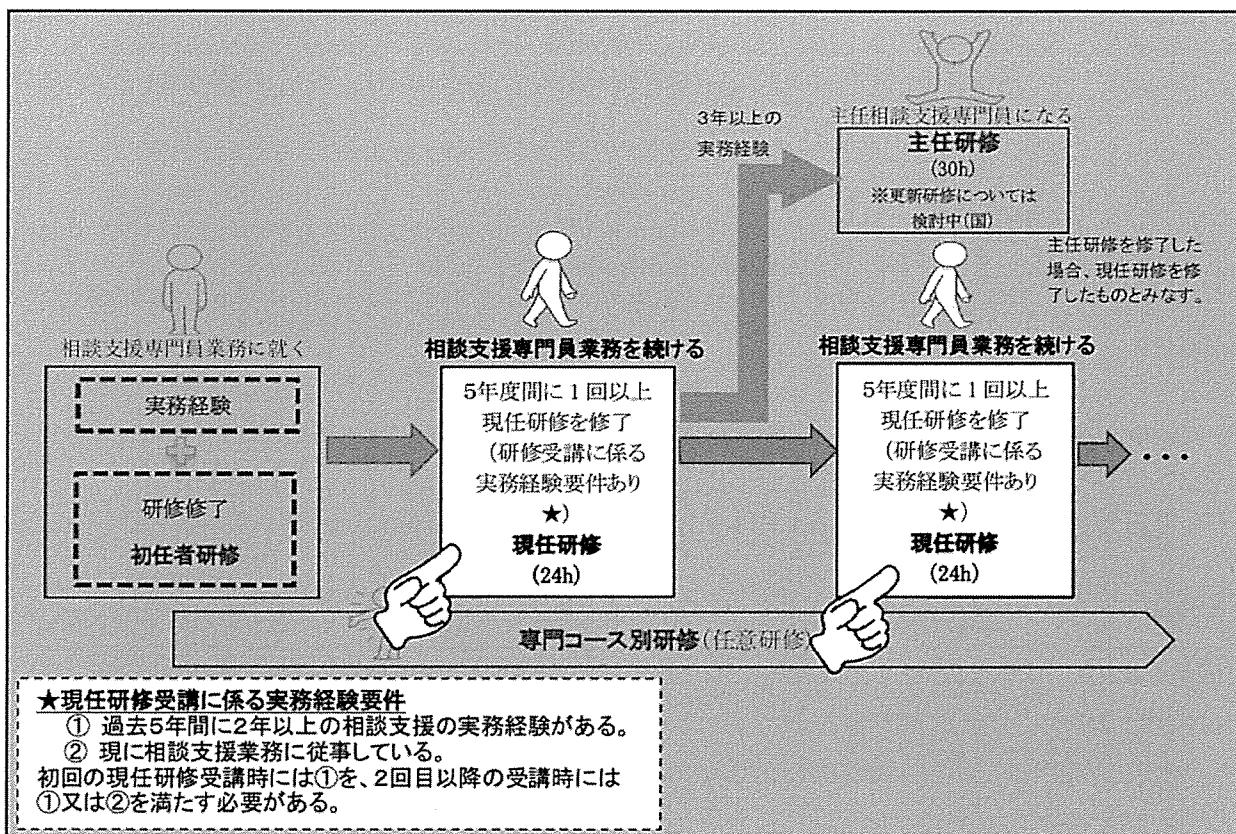
- ① 東京都内の事業所に所属している、又は所属する予定である。
- ② 指定相談支援事業所で相談支援専門員として従事する、又は指定重度障害者等包括支援事業所でサービス提供責任者として従事する。
- ③ 事業所からの推薦がある。
- ④ 実習に取り組むことができる。

本研修では、研修4日目と5日目、研修5日目と6日目の間に、実習に取り組みます。取組の1つとして、地域で生活している障害当事者の方に実習協力者になっていただき、生活状況等を伺うアセスメントを行います。実習後の演習において、受講者同士でアセスメントを共有します。これらのことについて、実習協力者に同意を得る必要があります。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約7か月必要となります。）



3 相談支援従事者現任研修について



(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の5点全てを満たす方が対象です。

- ① 東京都内の事業所に所属している、又は所属する予定である。
- ② 相談支援専門員の資格が失効していない。

資格を継続するためには、初任者研修を受講した翌年度から5年度間毎に1回以上、現任研修を修了している必要があります。なお、主任研修を修了した場合は、当該期間に修了するべき現任研修を修了したものとみなされます。

※受講年度と資格更新の考え方、「(別紙) 現任研修受講の考え方(早見表)」も参照してください。

※資格失効した場合は、「【別冊】よくある質問」を参照してください。

【研修受講年度の考え方】

起点	現任研修 第1期間				
	この間に、現任研修を1回以上修了				
○年度	○+1年度	○+2年度	○+3年度	○+4年度	○+5年度
	○+5 +1年度	○+5 +2年度	○+5 +3年度	○+5 +4年度	○+5 +5年度
現任研修 第2期間					
この間に、現任研修等を1回以上修了					
○+5 +1年度	○+5 +2年度	○+5 +3年度	○+5 +4年度	○+5 +5年度	

※第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていきます。

③研修受講要件である実務経験が満たされている。

・初回の現任研修受講時：過去5年以内に2年以上の相談支援の実務経験がある。

・2回目以降の現任研修受講時：過去5年以内に2年以上の相談支援の実務経験がある、又は現在相談支援専門員として従事している。

【制度変更に伴う経過措置について】

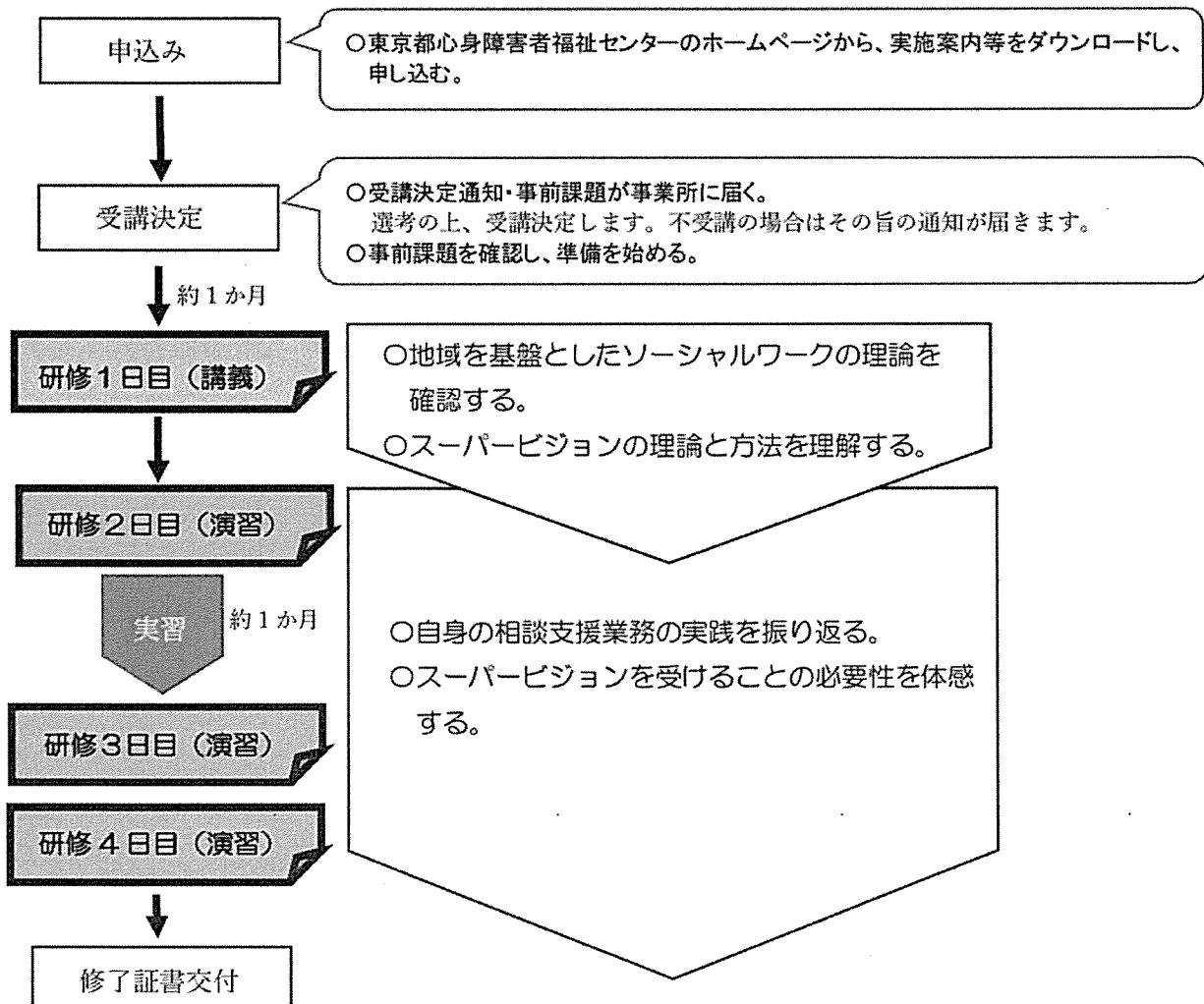
令和元年度までに初任者研修、現任研修又は主任研修を修了した方で、令和2年度以降初めて現任研修を受講する場合のみ「③研修受講要件である実務経験が満たされている。」は問われません。

④原則、事業所からの推薦がある。

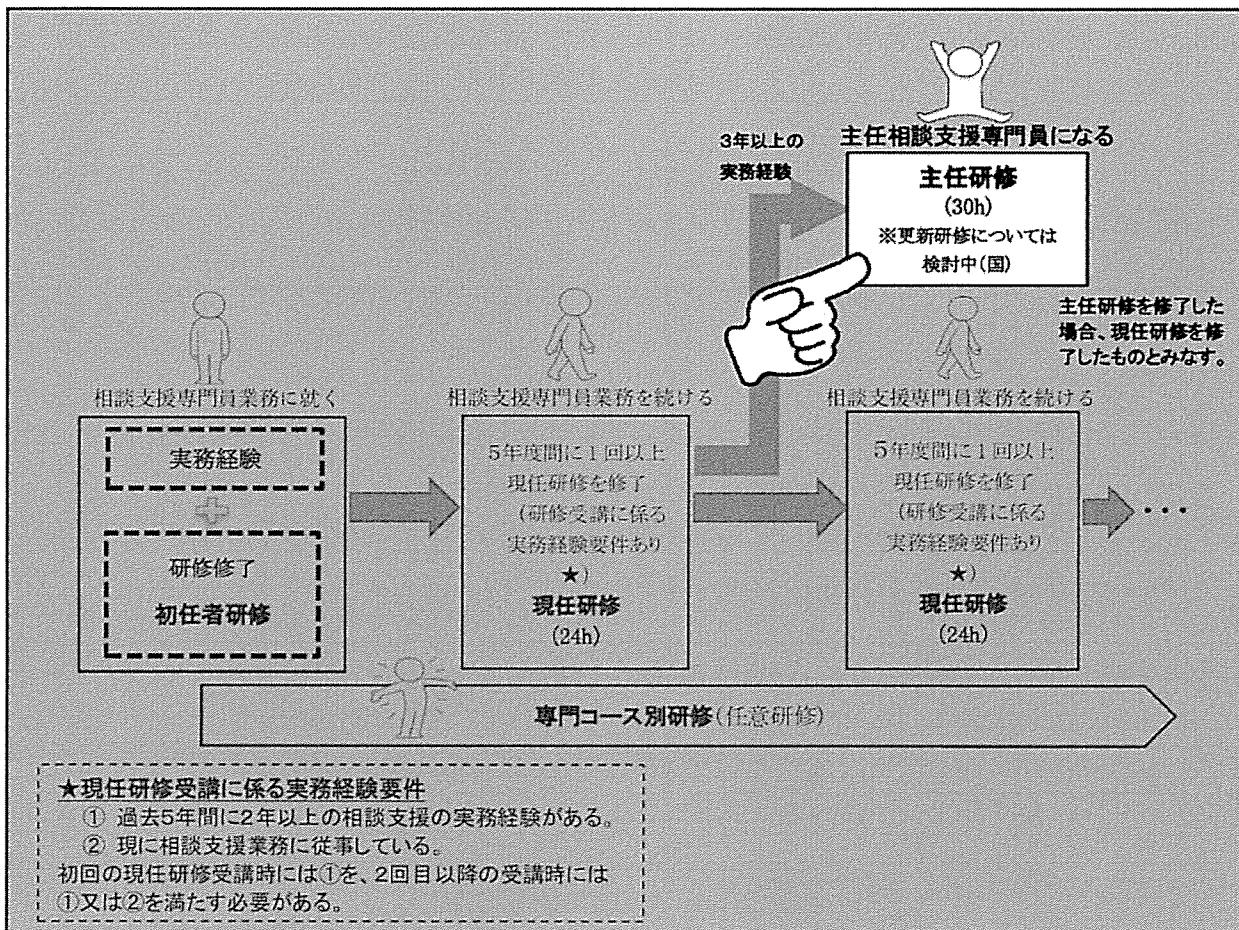
⑤事前課題に取り組むことができる。

本研修では、演習（研修2日目）前までに取り組む事前課題があります。課題の1つとして、地域で生活している障害当事者の方に実習協力者になっていただき、生活状況等を伺うアセスメントを行い、演習において、受講者同士でアセスメントを共有します。これらのことについて、実習協力者に同意を得る必要があります。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約6か月必要となります。）



4 相談支援従事者主任研修について



【主任相談支援専門員とは】

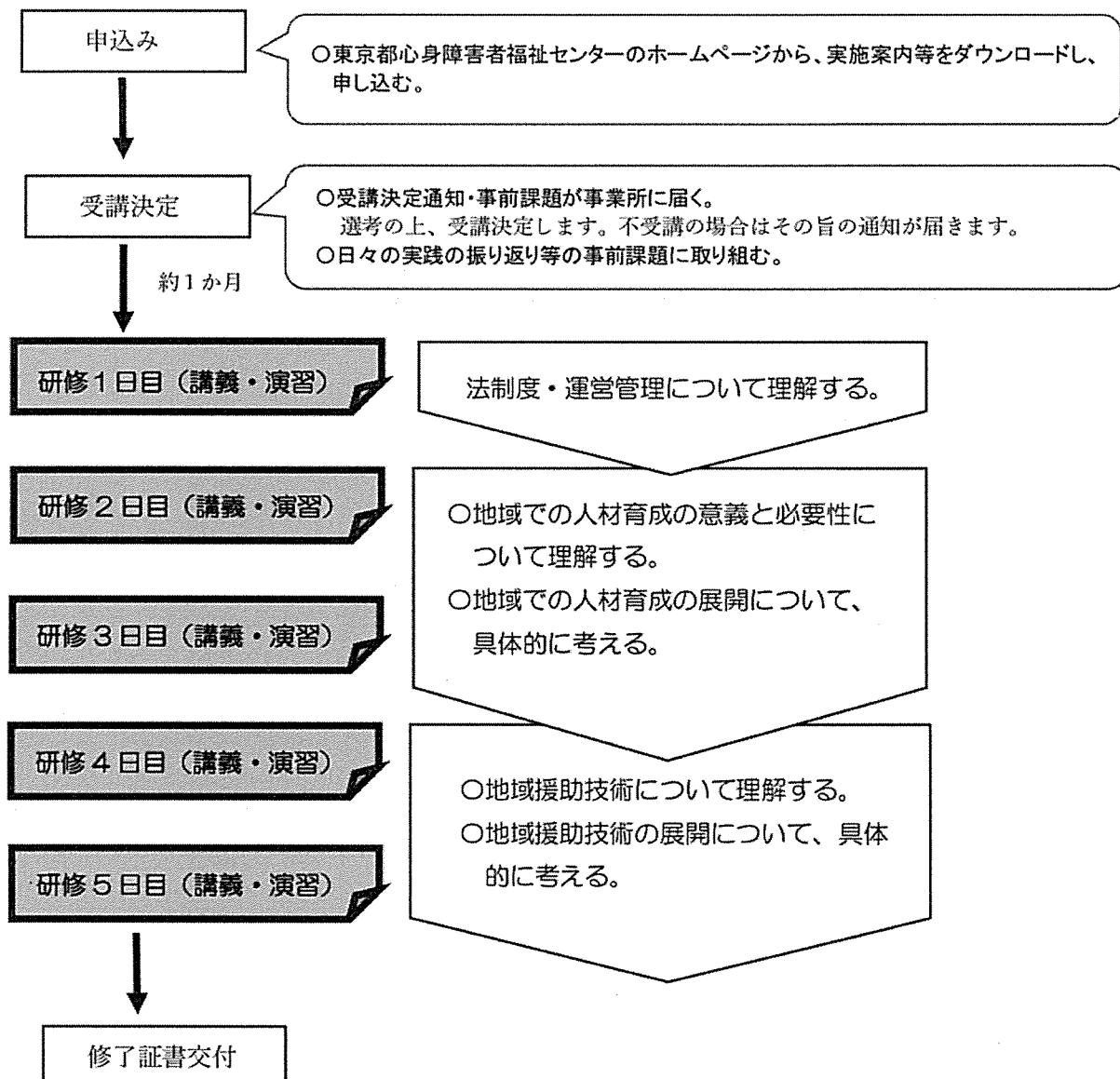
- 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職です。
- 主任相談支援専門員が配置されていることが、計画相談支援及び障害児相談支援の「特別事業所加算Ⅰ」の要件の1つになっています。

(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示します。）

次の5点全てを満たす方が対象です。

- ① 東京都内の事業所に所属している相談支援専門員である。
- ② 現任研修を修了後、相談支援専門員としての経験が3年以上ある。
- ③ 利用者の自立支援に資する相談支援が実践できている。
- ④ 以下のいずれかが満たされている。
 - ア 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において、相談支援に関する指導的役割を担っている。
 - イ 東京都における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修の企画に携わっている、若しくは講義や演習に講師として携わっている。
- ⑤ 東京都内に所在する区市町村からの推薦がある。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約6か月必要となります。）



(3) その他

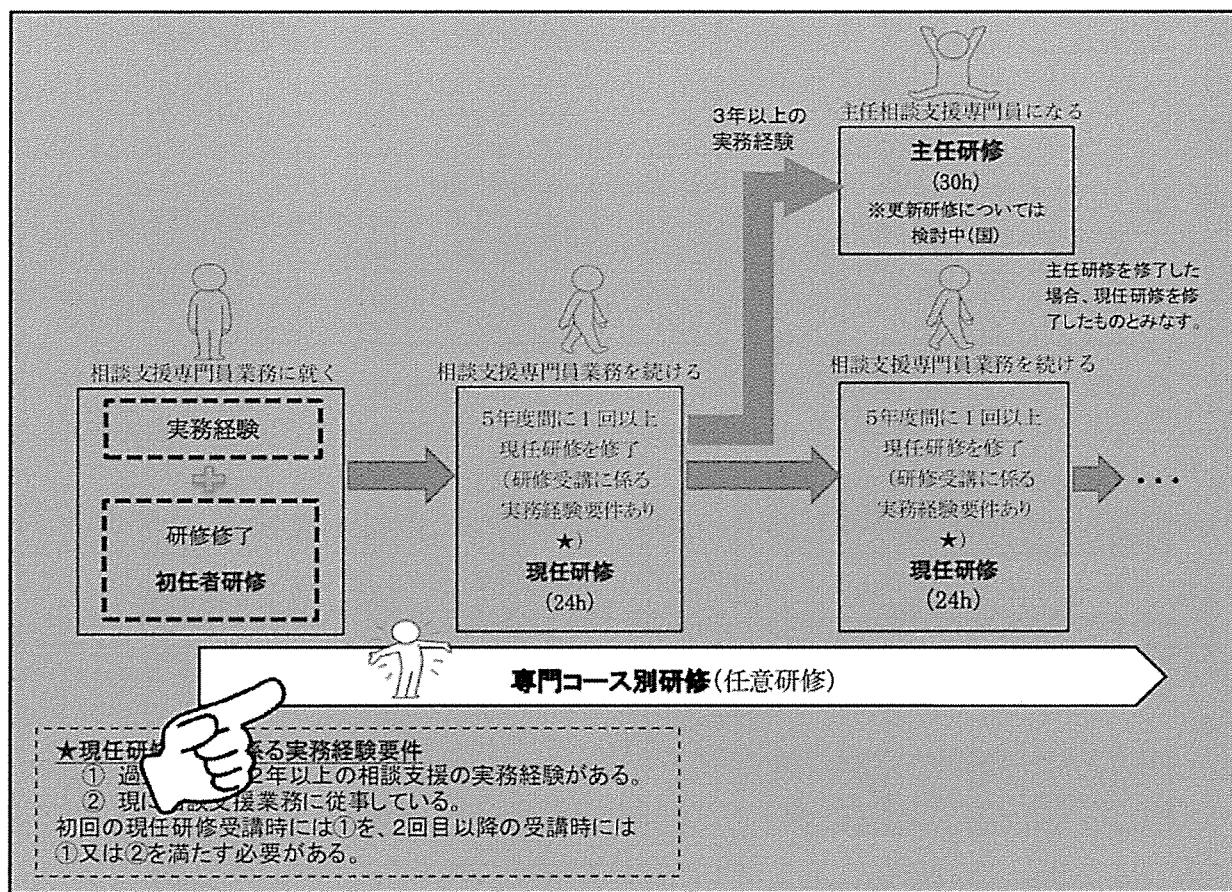
○修了の取扱いについて

当該期間に修了するべき現任研修を修了したものとみなされます。

○主任相談支援専門員の資格の更新について

国で検討中のため、具体的なことは現段階では未定です。ただし、主任相談支援専門員として従事し続けるためには、相談支援専門員の資格を更新する必要があります、現任研修又は主任研修を引き続き修了する必要があります。

5 相談支援従事者専門コース別研修について



【専門コース別研修とは】

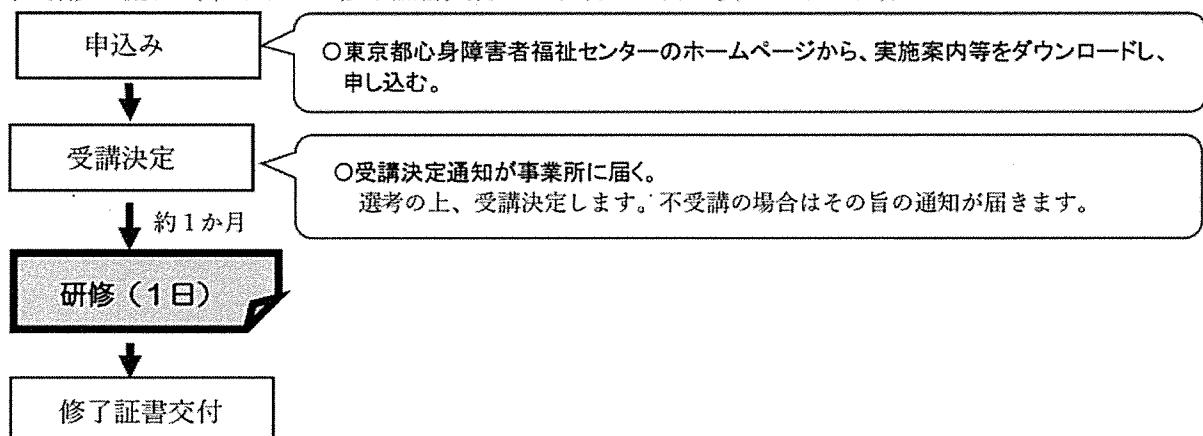
- 相談支援に必要となる専門的な知識と技術の獲得を目指します。
- 受講は任意ですが、修了後に修了証書を交付します。

(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の2点全てを満たす方が対象です。

- ①相談支援専門員である。
- ②東京都内の事業所に所属している。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約3か月必要となります。）



6 その他

(1) 実務経験について

相談支援専門員として従事するためには、初任者研修修了と併せて、実務経験を満たす必要があります。東京都福祉保健局ホームページ内「東京都障害者サービス情報」をご確認ください。

「東京都障害者サービス情報」

URL : <https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/>

(トップページ⇒書式ライブラリー⇒A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等⇒4 相談支援専門員の実務経験)

(2) 研修受講に際しての合理的配慮について

障害を理由とした合理的配慮については、申込書に希望内容を記載してください。

(3) 当該年度の研修日程について

東京都心身障害者福祉センターホームページ内「障害者総合支援法等関連研修のお知らせ」をご確認ください。

「障害者総合支援法等関連研修のお知らせ」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/shienhoukanrenkensyu/minasama.html>

7 各種問合せ先

○東京都相談支援従事者等研修に関すること

担当部署	電話番号
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235-2953・2954

※研修に関する問合せの受付時間は、月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）午前9時から午後5時までです。

○事業者指定に関すること（実務経験の要件を含む。）

事業内容	担当部署	電話番号
指定一般相談支援事業 指定重度障害者等包括支援事業	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当	03-5320-4325
指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業	事業所の所在地の区市町村	—

8 相談支援事業所の管理者の皆様へ

【受講者の所属として】

- ・研修申込みについては、事業所の推薦や、受講希望者の経歴等一部申込み内容について事業所として証明をしていただく必要があります。
- ・国で定められたカリキュラムを修了する必要のある、法定研修です。したがって研修中は、遅刻・早退は厳禁です。また、業務や私用での途中離席も原則禁止となっており、修了証書を交付できない場合があります。
- ・申込みから修了証書交付まで、長期間にわたる研修です。このことを踏まえた受講者の推薦をお願いいたします。
- ・以上を踏まえ、受講に際しては、事業所全体での協力が必要です。

【地域の社会資源の1つとして】

- ・初任者研修・現任研修では、受講者が研修中に地域に戻って課題を行う実習が設定されています。両研修を地域での人材育成の一環でもあると捉えていただき、実習の受け入れにも、ぜひご協力をお願いいたします。

発行：

東京都心身障害者福祉センター地域支援課

電話：03-3235-2953・2954

(別紙) 現任研修受講年度の考え方(早見表) 定められた期間内に、現任研修等が修了しているかの確認に使用してください。

- 早見表への記入方法（「【別冊】よくある質問」に、記入の具体例が載っています。そちらも参照してください。）
- 1 初任者研修の修了証書を確認し、証書に載っている修了年度を、⑦に記入する。
※記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。（例えば、平成28年2月8日が修了年月日の場合、修了年度は、「平成27年度」となります。）
 - 2 ①に、初任者研修修了年度の翌年度から順番に、年度を記入する。
 - 3 ②に、①から続けて、年度を記入する。
 - 4 ③に、②から続けて、年度を記入する。
 - 5 現任研修又は主任研修を修了した年度に○を付ける。

